# 〇公務災害

### •概要

(1) 地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行い、もって、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としている。

使用者の過失の有無を問わないことや物的損害、慰謝料は含まれず、身体的損害に限られることなどの点に特殊性がある。

## •関係法令等

(1) 地方公務員災害補償法

### •事務処理等

| <u>• 事務処埋等</u>   |                                                                                                                 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事項               | 内容                                                                                                              |
| 緊急措置             | (1) 救急車及び医師の手配<br>※ 原則として医師に公務災害の手続きをする旨連絡し、組合員証を使用しない<br>(2) 災害現場の記録写真撮影、見取図作成                                 |
| 認定事務             | <ul> <li>(1) 公務災害の手続きをとるかどうかの協議決定         <ul> <li>(地教委、教育事務所と協議する)</li> </ul> </li> <li>(2) 公務災害認定請求</li></ul> |
| 関連事務<br>(服務及び勤務) | <ul><li>(1) 出勤簿の表示・・・・・ 公 病休</li><li>○ 公務災害に認定されるまでは「病休」のみの表示をしておく。認定されてから「公」の表示を追記する</li></ul>                 |

#### ・関連事務(給与)

- (1) 実績に関する諸手当
  - ① 月の初日から末日まで全く勤務しないこととなる月について停止されるもの
    - ア 通勤手当
      - (ア) 給与マスター基本(修正)通知書6-1
  - ② 実績に応じて支給されるもの
    - ア 超過勤務手当(例月実績通知書1-1)
    - イ 多学年学級担任手当(例月実績通知書2)
    - ウ 教育業務連絡指導手当 (例月実績通知書2)
- (2) 昇給内申書・・・ 摘要欄に公務災害の認定月日・期間を記入する。勤務をしなかった日数としてカウントしないので勤務日数等明細書の提出は必要としない。

### • 関連事務(福利)

- (1) 入院療養見舞金請求書(互助会)
  - ① 入院が引き続き5日以上のとき (公務・勤務・第三者加害行為等による組合員証を使用しない入院の場合は、会員の請求に基づいて給付 される。)

#### • 認定受理

- (1) 公務災害認定通知書の収受
  - ① 通知(達)簿に記入
  - ② 出勤簿整理・・・認定事項を摘要欄へ記載
    - ※ 認定に不服の場合
    - ア 通知を受け取った日の翌日から60日以内・・・・・・・・ 支部審査会へ審査請求
    - イ 「ア」の裁決書を受け取った日の翌日から30日以内・・・・ 支部審査会へ再審査請求
    - ウ 「イ」に不服のとき・・・・・・・・・・・・・・ 行政訴訟の手続きをとる

#### ・補償(負傷・疾病に対するもの)

- (1) 療養補償の請求
  - ① 療養補償請求書
    - ※ 医療機関に医療費の請求を委任する場合と、自己負担し医療費を自分で請求する場合の2つの方法がある。
- (2) 傷害補償年金
  - ① 傷害補償年金請求書
    - ※ 療養の開始後1年6月を経過した日又はその日後において、次の要件のいずれにも該当する場合に、 その状態が継続している期間支給される。
    - ア 負傷又は疾病が治っていないこと。
    - イ 負傷又は疾病による傷害の程度が、法施行規則別表第1に規定する第1級から第3級までの傷病等級 に該当すること。
- (3) 休業補償

傷病補償年金が支給されている期間は支給されない。

(4) 介護補償

相当程度の障害で介護を要する状態で一定の条件が満たされている場合に支給される。

#### 補償(治ゆしたとき)

災害補償上の「治ゆ」というのは、傷病が完全に治り、原状へ戻ったときはもちろん、症状がなお残っている場合であっても、その症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった状態又は慢性症状に移行した状態をいう。

教育事務所との連絡を密にし「療養の現状等に関する報告書」「療養の終了(治ゆ)報告書」等を提出する。

- (1) 障害補償年金
  - ① 終身労務に服することができない第1級から第3級までの重度障害の者
  - ② 簡易な労務以外の労務に服することができない第4級から第7級までの中度障害の者
- (2) 障害補償年金前払一時金

障害補償年金の受給権者が申し出た場合

(3) 障害補償一時金

就労に一部支障がある第8級から第14級までの軽度障害の者

(4) 介護補償

相当程度の障害等級で介護を要する状態で一定の条件が満たされている場合

## ・関連事務 (服務)

- (1) 事故止についての意見書
  - ① 本人よりの事故止届
  - ② 医師の診断書

#### ・関連事務(給与)

勤務が正常に戻れば実績に基づく諸手当も正常になる。

- ① 通勤手当
- ② 管理職手当
- ③ 超過勤務手当(例月実績通知書1-1)
- ④ 多学年学級担任手当(例月実績通知書2)
- ⑤ 教育業務連絡指導手当(例月実績通知書2)

#### ・死亡した時

公務災害による死亡の事務手続きは通常の「死亡」の手続きを参照。

## ・補償 (死亡した時)

- (1) 障害補償年金差額一時金 障害補償年金の受給者が死亡した場合に、一定の条件のもと支給される。
- (2) 遺族補償
  - ① 遺族補償年金
    - ア 遺族特別支給金
    - イ 遺族特別援護金
    - ウ 遺族特別給付金
    - 工 奨学援護金
    - 才 就労保育援護金
  - ② 遺族補償一時金
    - ア 遺族特別支給金
    - イ 遺族特別援護金
    - ウ 遺族特別給付金
  - ③ 遺族補償年金前払一時金
- (3) 葬祭補償

#### •福祉事業

- (1) 福祉事業は、使用者の法的義務として行われる補償では充足しきれない領域を補完するものである。
  - ※ 詳細は「地方公務員災害補償『補償実施の手引』」を参照のこと
  - 外科後処置
  - 補装具の支給
  - リハビリテーション
  - ・アフターケア
  - 休業援護金
  - 在宅介護を行う介護人の派遣
  - 奨学援護金
  - 就労保育援護金
  - 傷病特別支給金
  - 障害特別支給金
  - 遺族特別支給金
  - 障害特別援護金
  - 遺族特別援護金

- 傷病特別給付金
- 障害特別給付金
- 遺族特別給付金
- 障害差額特別給付金
- 長期家族介護者援助金
- ・ 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助
- ・ 公務上の災害を防止する対策の調査研究
- ・ 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進
- 旅行費
- 未支給の福祉事業

以 下 余 白